

下関市建設工事に関する調査設計等業務委託
最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市が発注する建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の委託（以下「調査設計等業務委託」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定による最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の対象は、調査設計等業務委託のうち、総務部契約課が競争入札を執行するものとする。

(周知)

第3条 最低制限価格を適用する旨を、規則第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

- (1) 別表1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格基準額の欄に定める額（当該額が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は同欄に定める額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は同欄に定める額とする。）の合計額（当該合計額が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ、100万円未満の場合は千円未満を切り上げる。）とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、設計金額の全てを見積により算出したものについては、申込入札価格（設計金額を超えるものを除く。）

の下位 5 者（入札参加者が 5 者未満場合は全者）の相加平均値（千円未満切捨て）に 0.85 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

（委任）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する調査設計等業務委託の競争入札について適用し、施行日より前に公告した調査設計等業務委託の競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和４年１０月１日から施行し、改正後の下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行し、改正後の下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

別表 1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	・ 直接測量費の額 ・ 測量調査費の額 ・ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 の合計額（小数点以下切り捨て）
土木関係の建設コンサルタント業務	・ 直接人件費の額 ・ 直接経費の額 ・ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・ 一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 の合計額（小数点以下切り捨て）
地質調査業務	・ 直接調査費の額 ・ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 ・ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 の合計額（小数点以下切り捨て）
建築関係の建設コンサルタント業務	・ 直接人件費の額 ・ 特別経費の額 ・ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 ・ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 の合計額（小数点以下切り捨て）
補償関係コンサルタント業務	・ 直接人件費の額 ・ 直接経費の額 ・ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ・ 一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 の合計額（小数点以下切り捨て）

別表 2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）
土木関係の建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）
地質調査業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）	設計金額（税抜き）に 3 分の 2 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）
建築関係の建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）
補償関係コンサルタント業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.1 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）